

平成23年12月22日

京都府知事 山田 啓二 様

京都府産木材認証制度運営協議会
会長 堀井 誠史



「京都木材規格」の普及に関する要望

京都府におかれましては、平素より京都府産木材認証制度運営協議会への格別のご指導・ご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成23年3月に貴府が策定された「公共建築物等における京都府産木材の利用促進に関する基本方針」において、“公共建築物等に使用する木材は、原則としてウッドマイレージ CO₂ 認証材（京都府産認証木材）”としていただいたことにより、今後、京都府産認証木材の需要が大きく増加することが期待されます。

一方、本年5月に国交省が木造計画・設計基準を作成し、国の公共建築物に使用する木材（製材品）のうち、構造上重要な部分に使用するものについては原則として JAS 材とされました。しかし実際には、市場に流通する製材品のうち JAS 製品は2割程度しかなく、京都府内には JAS 製品を出荷可能な工場はわずか3社しかないのが現状です。

製材品の JAS が普及しない理由としては、維持経費の高さ、システムの煩雑さ等が挙げられ、中小零細な企業が多い京都府において、JAS の取得は不合理な選択といえます。

仮に、国交省が作成した「原則 JAS 材」との基準が貴府においても採用された場合、「京都府産認証木材かつ JAS 材」の条件を満たす製材品の確保は難しく、貴府の基本方針の達成が困難になってしまいます。

そこで本協議会では、京都府木材組合連合会が認証機関として府内の企業でも取得・運用しやすい JAS 相当の「京都木材規格」のシステムを策定しました。

つきましては、多くの府民が利用する公共施設において、「京都木材規格」のシステムにより品質性能を担保されたウッドマイレージ CO₂ 認証材を京都府が率先して利用していただき、その展示効果により当木材を府民の皆様にご安心してお使いいただくために、下記の事項を実現いただきたく切に要望するものであります。

記

- 1) 公共建築物等の特記仕様書に「京都木材規格 (JAS 相当)」の明記
- 2) 京都木材規格の円滑な運用に必要な乾燥材、検査機器等の設備投資およびシステム運用に対する支援制度の創設

以上